

「知る」×「見る」あわじ暮らしPR事業業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

淡路地域（淡路島全域）における交流・定住人口の増加及び活性化を目的として兵庫県淡路県民局が実施している「あわじ暮らしスタート応援事業」をより効果的なものとするため、「あわじ暮らし総合相談窓口」（以下、「県民局相談窓口」という。）の認知度向上並びに移住検討者の気運の醸成及び行動の喚起につなげることを目的とし、WEBを活用したターゲティング広告によるPRを行う「「知る」×「見る」あわじ暮らしPR事業業務」（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「知る」×「見る」あわじ暮らしPR事業業務

(2) 委託業務の内容

別紙「知る」×「見る」あわじ暮らしPR事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務委託料の想定

本業務の委託料は4,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内とする。

(4) 委託期間

契約日から令和8年3月19日まで

3 応募資格

本業務の契約相手方を特定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5（2）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

- エ 県が賦課徴収する全ての県税を滞納している者
- オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

4 公募スケジュール

公募開始	令和7年6月30日(月)
質疑の受付	令和7年6月30日(月) 7月10日(木) 午後5時まで
応募表明書の提出	令和7年7月10日(木) 午後5時まで
質疑に対する回答	令和7年7月15日(火)
応募書類の提出	令和7年7月18日(金) 午後5時まで
公募型プロポーザル審査会開催 (プレゼンテーション、受託候補者の特定)	令和7年8月4日(月) (予定)
契約の締結	受託候補者決定後、速やかに

5 応募の手続等

(1) 様式等の配布

ア 配布方法

兵庫県ホームページからダウンロードすること。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/cgi-bin/press/press.cgi>

イ 配布期間

令和7年6月30日(月) から

(2) 応募意思の確認

本プロポーザルへの応募を予定する者は、応募表明書【様式1】を提出すること。

ア 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）

イ 提出期限：令和7年7月10日(木) 午後5時まで

ウ 提出先（事務局）：兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

担当：井ノ上、石濱

電 話：0799-26-3248

E-mail : sumotodoboku@pref.hyogo.lg.jp

(3) 応募書類の提出

ア 提出書類

名 称	所定様式	任意様式	部数
1 応募申請書	様式2	—	1部
2 応募者概要	様式3	—	10部

3 応募者業務実績	様式4	—	10部
4 業務実績を証明するもの（契約書のコピー等）	—	○	1 部
5 企画提案書	—	○	10部
6 経費積算見積書	様式5	—	10部
7 本県の県税事務所が発行する納税証明書 ※本県での課税実績がない場合は誓約書【様式6】	左記の とおり	—	1 部

○ 企画提案書について

- ・仕様書に沿って提案を行うこと（仕様書に記載のない独自提案も可能とする）。
- ・「県民局相談窓口」の業務内容を把握した上で提案を行うこと。

県民局相談窓口HP URL： <https://awajigurashi.com/>

- ・企画提案書は、A4用紙縦、4ページ以内とする。文字サイズは10ポイント以上とし、図表等を用い視覚的に分かりやすい構成とすること。
- ・専門用語等については注釈を付すなど、審査者が理解しやすい内容とすること。

【記載内容】

- ・業務実施計画（業務工程、業務体制等）
- ・ターゲティング手法
移住関心層に届く効率的・効果的な広報とするための、具体的なターゲティング手法を示すこと。
- ・県民局相談窓口の認知度向上に資する効果的な広報計画
県民局相談窓口の存在をPRし、HPに誘導する具体的な広報計画を示すこと。

イ 提出方法：持参又は郵送

ウ 提出期限：令和7年7月18日（金）午後5時まで

(4) 提出先及び留意事項

ア 提出先（事務局）

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課 担当：井ノ上、石濱
〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 電話：0799-26-3248

イ 留意事項

持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から5時までの間とすること（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。事前に事務局に連絡し担当者の在席状況を確認すること。

郵送による場合は、あらかじめ電話等により事務局に連絡した上で、書留郵便など配達記録が残る方法により、提出期限内に事務局に必着するよう提出すること。

なお、提出された書類等に変更が生じた場合には、変更した書類等を提出期限までに事務局に提出すること。

6 質疑・回答について

本プロポーザルに関する質疑については、以下のとおりとする。

(1) 質疑の受付

- ア 提出書類：質疑書【様式7】（ワード形式で作成すること。）
- イ 提出方法：電子メール（必ず電話で着信確認を行うこと。）
- ウ 提出期限：令和7年7月10日(木) 午後5時まで
- エ 提出先（事務局）：兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
担当：井ノ上、石濱
電 話：0799-26-3248
E-mail：sumotodoboku@pref.hyogo.lg.jp

(2) 質疑に対する回答

質疑の内容及びそれに対する回答については、令和7年7月15日(火)までに、応募表明書を提出した全ての者に、電子メールで通知する。

7 審査

(1) 審査の方法

ア 契約相手方の特定を行うため、公募型プロポーザル審査会を設置する。本審査会において、応募者によるプレゼンテーションを実施する（実施場所は兵庫県洲本総合庁舎を予定）。開催日時等については、応募者に対して別途通知する。

※プレゼンテーションは原則対面で実施することとするが、オンラインを希望する場合は事務局に申し出ること。

イ 以下の項目について審査の上、契約相手方を選定する。

評価項目	評価基準	
	評価の視点	配 点
応募者業務実績	WEB 広告業務実績（5年以内）	10
業務実施計画	①適正な業務工程が設定できているか。 ②適切かつ柔軟に業務を実施できる体制が整っているか。	15
ターゲティング手法	移住関心層に届くターゲティング手法となっているか。	30
広報計画	県民局相談窓口のPR及びHPへの誘導につながる効果的な広報計画となっているか。	45
合 計		100

(2) 審査の結果の連絡

審査の結果は、各応募者に対して、電子メールで通知する。

8 審査対象からの除外

次の事項のいずれかに該当する応募者は、審査の対象から除外する。

- (1) 3の応募資格を満たさなくなったとき。
- (2) 提出した資料に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

- (3) 提出期限までに応募書類の提出がなかったとき。
- (4) 経費積算見積書の見積金額が2(3)の金額を超えているとき。
- (5) 不正行為があったとき。

9 その他（留意事項等）

- (1) 応募に係る経費は応募者の負担とし、提出された書類の返却は行わない。
- (2) 応募する提案は各者1提案に限る。
- (3) 応募者が多数の場合、事務局において7の評価項目に基づき事前審査を行い、審査会に諮る応募者を5者程度に選定する。
- (4) 応募者が1者の場合、審査会において応募者業務実績及び企画提案書の内容について審査・評価の上、当該応募者が仕様書に定めた業務を適切に実施することができると認められる場合においては、同者を受託候補者として特定する。
- (5) 契約締結は審査結果通知後速やかに行うものとし、契約締結後は速やかに契約書及び仕様書に従って本業務を実施すること。
- (6) 受託者が契約書に記載する条項に違反したときは、当該契約の全部又は一部を解除、代金の支払を停止し、及び受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求めることがある。
- (7) 企画提案書に記載した従事予定者は、原則として変更できない。ただし、病気休暇等のやむを得ない理由により、これを変更する場合は、当該従事予定者と同等以上の能力を有すると県が認めた者でなければならない。
- (8) 県は受託候補者が特定された後、当該受託候補者と協議の上、同者の提案内容を踏まえ仕様書の変更を行うことができる。
- (9) 本業務により制作される成果物等の著作権、所有権は、全て県に帰属するものとする。納入される成果物に第三者が著作権、肖像権その他の権利を有する著作物が含まれる場合、受託者は、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾等に関わる一切の手続きを行う。
- (10) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を本業務終了後5年間保存すること。
- (11) プロポーザル及び本業務上で知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

10 事務局（問合せ先）

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課 担当：井ノ上、石濱

〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5

電 話：0799-26-3248 ファクシミリ：0799-24-4513

E-mail：sumotodobooku@pref.hyogo.lg.jp

※ 問い合わせは午前9時～午後5時（正午から午後1時を除く。）

土曜日、日曜日及び祝日を除く。